

役員 の 公 募 に つ い て

公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

1. 協会 の 概 要

(1) 業 務 概 要

協会は、わが国の農業・農村の持続的な発展のため、農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化による農用地の利用の効率化及び高度化に資する啓発普及と調査研究等を行い、もって国土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的として次の事業を行います。

- ① 農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化による農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する啓発普及
- ② 農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する調査研究・情報提供
- ③ 農地の利用及び保全に関する相談
- ④ 農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を適正かつ円滑に行うための研修
- ⑤ 農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化等による農用地の利用の効率化及び高度化を促進するための資金供給、助成及び債務の保証
- ⑥ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(2) 所 在 地

東京都千代田区紀尾井町3番29号 日本農研ビル 2階

2. 募 集 内 容

(1) 募 集 す る 役 員 候 補 者

会長候補者として非常勤役員候補者1名、専務理事候補者として常勤役員候補者1名

(2) 会 長 又 は 専 務 理 事 に 就 任 し た 場 合 の 職 務 、 勤 務 条 件 等

① 職 務

会長及び専務理事に就任した場合の職務は、法令及び定款で定めるところにより協会を代表して業務を執行して頂きます。

ア 会 長 に 就 任 し た 場 合 の 職 務

- a 協会の運営の基本方針に関する事項
- b 事業計画及び予算案の作成に関する事項

- c 事業報告及び決算に関する事項
- d 定款及び規程等の制定、改廃に関する事項
- e 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関する事項
- f 人事制度、給与制度に関する事項
- g 職員の任免、休職、復職、異動等に関する事項
- h 職員の昇給、昇格等に関する事項
- i 職員の表彰、懲戒処分に関する事項
- j 重要な契約に関する事項
- k 重要な業務の委託又は受託に関する事項
- l 予算に定める金銭の収支に関する事項
- m 会費に関する事項
- n 事業資金の借入又は償還に関する事項
- o 金融機関の取引に関する事項
- p 資金運用の監督・管理に関する事項
- q 所属財産の管理に関する事項
- r 重要な文書の発信に関する事項
- s 訴訟及び損害賠償に関する事項
- t その他協会の重要事項に関する事項

イ 専務理事に就任した場合の職務

- a 協会の運営の基本方針に関する事項
- b 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関する事項
- c 重要な契約に関する事項
- d 重要な業務の委託又は受託に関する事項
- e 予算に定める金銭の収支に関する事項
- f 金融機関の取引に関する事項
- g その他会長が命ずる事項

② 勤務条件等

ア 会長

- a 勤務形態 非常勤
- b 勤務場所 協会事務所
- c 勤務時間 協会就業規則に準じる。
- d 報酬 無報酬
- e 任期 平成31年定時総会終結時から平成33年定時総会終結時まで。

イ 専務理事

- a 勤務形態 常勤
- b 勤務場所 協会事務所
- c 勤務時間 協会就業規則に準じる。ただし、地震等の危機時、災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合があります。
- d 報酬 協会常勤役員報酬規程による。
- e 任期 平成31年定時総会終結時から平成33年定時総会終結時まで。

3. 応募・選考方法

(1) 応募者の資格

- ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第65条第1項に規定する役員の資格を有すること。
- ② 応募時点で常勤役員候補者は満65才以下、非常勤役員候補者は満70歳以下であること。
ただし、候補者の知識及び経験が協会の業務運営において特に必要と理事会が認めた者については、常勤役員候補者は満68歳以下、非常勤役員候補者は満73歳以下とします。
なお、会長候補者として非常勤役員候補者へ応募する者については、この年齢の限りではありません。
- ③ 農地流動化施策に関する幅広い知見を有しており、農地制度の関連法規に精通しているとともに、補助金交付及び執行にかかる補助金適正化法などの補助金制度について精通していること。
- ④ 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、周囲の誤解を招く利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ⑤ 業務運営の効率化や業務の質の向上等、公益法人の業務推進に向けて、職員を指揮監督する経験や判断力に長けた人物であり、国内関係機関との連絡調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験と能力を有していること。
- ⑥ 協会の非会員であること。
- ⑦ 任期期間中は勤務地周辺に居住できること。

(2) 応募方法

応募に際しては、応募する対象役員候補者を明記（会長、専務理事のいずれか）してください。

① 応募書類

ア 履歴書

J I S規格の履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴等の事項を詳細に記載して下さい。

なお、記載方法は以下のとおりです。

- a 学歴は最終学歴を記入
- b 職歴は、会社（又は組織名）、所属部課名、役職等を記入
- c 連絡用の電話番号（又は携帯電話番号）を記入

イ 応募動機・自己アピール文書（A4用紙規格で横書き1,200文字程度）

応募した動機、公募している職務に自分が適任であること理由、就任した場合の抱負など記載して下さい。

② 提出方法

応募書類を郵送（送達履歴がわかる方法に限る）または持参して下さい。

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農研ビル 2階

（公社） 全国農地保有合理化協会 管理部あて

③ 応募期間

平成31年4月15日（月）～平成31年4月26日（金） 17時必着

（3）選考方法等

協会内に設置する役員選考委員会において、応募者からの応募書類の内容と応募者の資格の内容を勘案し、応募の資格があると認められる者を公募候補者として選考します。

なお、会長候補者及び専務理事候補者は、定款に基づき、以下の手続きを経て役職に就任することになります。

- ① 総会による理事選任
- ② 理事会による会長及び専務理事選定

4. その他

- （1）応募者には、選定終了後に結果を連絡します。
- （2）応募書類は一切返却しません。なお協会は、応募書類に記載された個人情報について、選考及び連絡の目的のみに使用します。
- （3）応募に係る費用については、全額応募者負担とします。
- （4）審査の過程に関するご質問にはお答えいたしかねますのでご了承下さい。

5. 問い合わせ先

公益社団法人 全国農地保有合理化協会 管理部（担当：稲垣・加藤）

電話：03-3263-9361